

群馬大学医学部附属病院がんゲノム医療センター規程

令和4. 6. 7 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院がんゲノム医療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、がんゲノム医療の提供に関して中心的な役割を担うがんゲノム医療中核拠点病院等（以下、「中核拠点病院等」という。）と連携し、がんゲノム医療を地域において提供するがんゲノム医療連携病院の役割を管理・実践することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) がんゲノム医療の安全な実施管理に関すること。
- (2) がんゲノム医療に係る人材育成に関すること。
- (3) 中核拠点病院等との連携・調整に関すること。
- (4) エキスパートパネルに関すること。
- (5) 遺伝カウンセリングに関すること。
- (6) がんゲノム医療に係るデータ管理に関すること。
- (7) 組織検体の保管・管理に関すること。
- (8) がんゲノム医療に係る相談・苦情対応に関すること。
- (9) その他がんゲノム医療に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの担当を命ぜられた教員
- (4) センターの担当を命ぜられた臨床検査技師
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、病院長が指名する者をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長から推薦された者のうち、病院長が指名する者をもって充て、センター長を補佐し、がんゲノム医療センターの業務を処理する。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院がんゲノム医療センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 関係診療科から選出された教員 2名
- (4) 検査部から選出された教員 1名
- (5) 病理部から選出された教員 1名
- (6) 遺伝子診療部から選出された教員 1名
- (7) 看護部から選出された看護師長 1名
- (8) 医事課から選出された者 1名
- (9) その他委員長が必要と認めたる者 若干名

(任期)

第7条 前条3号から第6号まで委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 センターの事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和4年6月7日から施行する。